

さいたま市告示第1874号

道路の区域の決定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を決定したので告示する。

その関係図面は、告示の日より15日間、西区、北区、見沼区及び岩槻区はさいたま市建設局北部建設事務所土木管理課において、南区及び緑区はさいたま市建設局南部建設事務所土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年12月22日

さいたま市長 清水勇人

道路の種類 市道

路線名	区間	幅員(m)	延長(m)
D 第 6 9 4 号 線	さいたま市南区曲本三丁目392番4地先 さいたま市南区曲本三丁目392番3地先	5.00	46.76
J 第 5 0 3 号 線	さいたま市緑区大字三室字西宿1207番4地先 さいたま市緑区大字三室字西宿1284番7地先	16.00 ～ 16.04	264.50
L 第 1 3 8 1 号 線	さいたま市緑区大字三室字西宿1285番2地先 さいたま市緑区大字三室字南宿1613番2地先	16.00	360.98
L 第 1 3 8 2 号 線	さいたま市緑区大字三室字東宿2048番6地先 さいたま市緑区大字三室字東宿2048番31地先	6.00	197.10
L 第 1 3 8 3 号 線	さいたま市緑区大字三室字東宿2048番10地先 さいたま市緑区大字三室字東宿2048番37地先	5.00	60.81
L 第 1 3 8 4 号 線	さいたま市緑区大字中尾字不動谷427番4地先 さいたま市緑区大字中尾字不動谷427番4地先	4.00 ～ 4.30	86.98
O 第 3 7 9 号 線	さいたま市緑区大字大門字鶴巻2175番4地先 さいたま市緑区大字南部領辻字葭山3826番1地先	4.00 ～ 4.30	72.40
O 第 3 8 0 号 線	さいたま市緑区大字大門字鶴巻2096番7地先 さいたま市緑区大字大門字鶴巻2114番1地先	6.00 ～ 6.55	206.50
O 第 3 8 1 号 線	さいたま市緑区大字大門字鶴巻2363番1地先 さいたま市緑区大字大門字鶴巻2374番2地先	2.70 ～ 4.00	117.21
O 第 3 8 2 号 線	さいたま市緑区大字大門字鶴巻2370番1地先 さいたま市緑区大字大門字鶴巻2360番地先	2.70	153.38

1 2 9 6 9 号 線	さいたま市見沼区堀崎町 543 番 3 地先 さいたま市見沼区堀崎町 543 番 20 地先	4.00	84.42
3 2 9 7 8 号 線	さいたま市北区別所町 56 番 27 地先 さいたま市北区別所町 56 番 21 地先	5.00	77.03
4 1 7 2 0 号 線	さいたま市西区大字飯田新田字中丸 614 番 6 地先 さいたま市西区大字飯田新田字中丸 614 番 10 地先	4.00	47.47
4 5 1 1 号 線	さいたま市岩槻区本町四丁目 198 番 10 地先 さいたま市岩槻区本町四丁目 198 番 16 地先	4.00	58.00